

改正

平成30年3月27日要領第9号

令和2年2月18日要領第2号

令和3年3月31日要領第21号

令和8年2月17日要領第 号

石狩市設計等委託業務成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、石狩市が発注する調査設計等委託業務（建設工事に伴うものに限る。）の成績評定に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(通則)

第2条 評定は、1件の設計金額が100万円を超える設計等委託業務とし、正確な資料及び監督又は検査により確認した事実に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

(評定の種類)

第3条 調査員及び調査員の上司は、委託業務が完了したときは、監督結果に基づき評定を行い、その結果を委託業務成績表（別記第1号様式及び別記第2号様式）により契約担当者に提出しなければならない。

2 検査員は、委託業務の完了検査を行ったときは、検査結果に基づき評定を行い、その結果を委託業務成績表（別記第3号様式及び別記第4号様式）により契約担当者に提出しなければならない。

(評定方法)

第4条 評定は、委託業務成績考査項目別採点基準運用表（別表第1）の定めるところにより、各考査項目につきAからEまでのいずれかの評価をし、委託業務成績表により当該評価に対応する評価点を付して評定を行うものとする。

(評定の特例)

第5条 受託者の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該委託業務の成績は、評定の対象としないものとする。

2 市の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における業務のでき形

等について評定するものとする。ただし、引き渡しを受ける必要がある業務にあつてのできない場合は、評定の対象としないものとする。

(評定結果の通知)

第6条 契約担当者は、第3条により提出のあつた委託業務成績表について、細目別評定点（別記第5号様式及び別記第6号様式）により速やかに取りまとめ委託業務成績評定結果（別記第7号様式及び別記第8号様式）により請負人に通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 契約担当者は、前条の規定により評定結果を通知した後、当該結果を修正する必要があると認めるときは、当該評定を修正し、その結果を修正通知（別記第9号様式及び別記第10号様式）により請負人に通知するものとする。

(評定結果の説明)

第8条 契約担当者は、第6条及び前条の評定結果を通知するときは、当該通知をした日の翌日から起算して14日以内に書面により、評定内容について説明を求められることができる旨をあわせて通知するものとする。

2 契約担当者は、請負人から前項の説明を求められたときは、速やかに関係課と審議の上、評定結果説明書（別記第11号様式）により請負人に回答するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、評定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

(経過措置)

第1条 この要領の施行の際、現に改正前の要領により一次評定を完了している設計委託業務については、改正後の要領の規定を適用し、二次評定は行わないものとする。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日要領第9号）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月18日要領第2号）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日要領第21号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月17日要領第 号）

この要領は、令和8年2月17日から施行する。